

大津市企業局インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「大津市企業局インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、大津市企業局の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび大津市企業局における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに大津市企業局の指示に従い、当該大津市企業局に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、大津市企業局に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1.私は、本ガイドライン第1の1（公有財産売却の参加条件）のいずれにも該当しません。また、その者を代理人といたしません。
- 2.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と大津市企業局に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3.私は、大津市企業局の公有財産売却にかかる本ガイドライン、入札説明書、入札公告、売買契約書の各条項を熟覧し、および大津市企業局の物件調書、現地説明、入札説明などを精査し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について大津市企業局に対し一切異議、苦情などは申しません。

大津市企業局インターネット公有財産売却ガイドライン

インターネット公有財産売却によって売払う公有財産とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する普通財産および第 239 条に規定する物品をいいます。

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません

(1) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）のない方

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の各号に該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 入札参加申込を行う時点において 18 歳未満の方
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている方（更生手続開始の決定を受けている場合を除きます）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている方（再生手続開始の決定を受けている方を除きます）
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている方又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている方
- (6) 役員等（個人である場合にはその方を、法人である場合にはその全ての役員をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。
- (7) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 営業活動にかかわる必要な契約の締結に当たり、その相手方が（6）から（10）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等停止基準に基づく指名停止をうけている方。
- (13) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 239 条第 2 項の物品に関する事務に従事する大津市職員
- (14) 入札手続きにかかわる日本語を完全に理解できない方（その代理人が入札手続きにかかわる日本語を理解できる者である場合を除く。）
- (15) (1) から (14) までに定める者を入札代理人とする方
- (16) 本ガイドラインおよび KSI が定める公有財産売却システムに係る規約等を承諾し、かつ、順守できない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法や大津市契約規則などの規定によって、大津市企業局が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金を納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治

法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定の期間、大津市企業局の実施する入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。入札保証金の納付方法は、「クレジットカードによる納付」又は「大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付」のいずれかとなっています。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や大津市企業局の入札の公告などを確認し、関係公簿の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、売払物件（公有財産売却により一般競争入札に付する物件を、開札後において落札した場合は落札した当該物件を、所有権が移転した場合は売却した当該物件をいいます。以下同じです。）については、現状での引渡しとなるため、入札前に大津市企業局が下見会などを実施する場合、当該下見会などにおいて事前に購入希望の売払物件を確認して入札に参加してください。下見会などを実施しない場合は、各自で売払物件の確認をしてください。下見会などを欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売払物件の確認をしたものとみなします。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

【自動車の場合】

ア. 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

・売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

・代理人による手続きをする場合は、委任者は次の書類を提出してください。

委任状

委任者の印鑑登録証明書の写し（法人の場合は印鑑証明書の写し）

イ. 参加申込み（本申込み）

売却システムの売却物件詳細画面より仮申込みを行った後、大津市企業局において仮申込みの審査を行った上で参加申込みを受理しますので、書類等の提出は原則として不要です。

※ 提出された書類について、落札の有無にかかわらず返却しませんのでご承知ください。

○ 入札保証金の納付方法は、「クレジットカードによる納付」に「○」をしてください。

○ 複数の売払物件について申込みをされる場合、売払物件ごとに申込みが必要になります。

○ 郵送の場合は書留又は簡易書留などにより送付されることを推奨します。また、あて先は「大津市企業局企業経営部契約管財課」を指定してください。

【不動産の場合】

ア. 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ. 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、不動産の場合は「様式1－2（不動産用）公有財産売却の入札参加申込書兼入札保証金返還請求書」（以下「申込書」といいます）を印刷し、必要事項を記入のうえ、大津市企業局に電子メール、FAX、持参または郵送（郵送の場合は参加仮申込み締切日翌日の消印があるものまでが有効）してください。

代理人による手続きの場合は、第1の2の(7)を確認のうえ必要書類を提出してください。

なお、各種様式は、大津市企業局のホームページから出力してください。（以下同じです）

※ 提出された申込書および添付書類一式について、理由の如何、落札の有無にかかわらず返却しませんのでご承知ください。

○ 入札保証金の納付方法は、不動産は「クレジットカードによる納付」又は「大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付」のいずれか一つに「○」をしてください。

○ 複数の売払物件について申込みをされる場合、売払物件ごとに申込書が必要になります。

○ 郵送の場合は書留又は簡易書留などにより送付されることを推奨します。また、あて先は「大津市企業局企業経営部契約管財課」を指定してください。（以下同じです）

（送付先）〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業経営部契約管財課行

電話番号 077-528-2614 FAX番号：077-523-1580

メールアドレス：otsu2809@city.otsu.lg.jp

（6）公有財産売却においては、特定の売払物件の売払いが中止になる場合や、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

（7）代理人による手続き（本人以外の方が本人のために入札などの手続きをすることをいいます。参加者が法人の場合で、その代表者以外の方が代表者に代わって入札手続きなどをする場合を含みます）をする場合、代理人（受任者のことをいいます）は、本人からの「様式3（自動車・不動産共通）委任状」に必要事項を記入・押印のうえ、大津市企業局に提出ください。

※ 代理人による手続きをされますと、委任した権限の手続きは代理人の氏名で処理することになりますが、落札した場合の契約者氏名および売払物件が不動産の場合の登記人名などの氏名は委任した方になります。

(8) 消費税について

消費税が必要な売払物件の場合は、公告、物件調書などの予定価格に含まれています。したがって、落札金額が契約金額（以下「売払代金」といいます）となります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

【自動車の場合】

(1) 大津市企業局はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

(2) 引渡しに際して当該自動車の一時抹消登録を行いますので、落札者において車両検査や中古新規登録などの手続きが必要になります。

また、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。通称：自動車NOx・PM法）および関係条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(3) 売払物件の引渡しを受けた後に直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、売払代金の減額及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができません。

【不動産の場合】

(1) 大津市企業局は、売払代金の残金を納付した時に落札者に権利移転するものとし、登記を関係機関に嘱託します。

(2) 原則として、物件にかかる調査、土壤調査およびアスベスト調査、地耐力調査および埋設物調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、（代理人による手続きをされた方は、当該代理人となります）以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録をされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本（登録事項証明）に登記されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを大津市企業局に開示され、かつ大津市企業局がこれらの情報を大津市企業局文書取扱規定に基づき、5年間保管すること。

※大津市企業局から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあ

ります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 大津市企業局は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項および同条の 14 に定める入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として、管轄警察署など関係機関への照会などに利用すること。

(2) 売払物件が登記・登録を要する場合、公有財産売却の参加者情報の登録内容（代理人による手続きをされた方は、当該委任状に記載された委任者の情報をいいます。以下同じです）が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5.共同入札について（不動産のみ）

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

共同入札ができるのは、入札対象となる売払物件が不動産の場合に限ります。

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 3 名以上で共同入札する場合は、共同入札者全員の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名）を連署した「様式 5（不動産用）共同入札申出書兼持分内訳書」を本申込書提出と同時に大津市企業局に提出してください。（住所等は印鑑登録証明書と印鑑証明書と同じものを記載してください）

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ. 共同入札する場合で「クレジットカードによる納付」の場合は、共同入札代表者のクレジットカードによる入札保証金の納付となります。また、「大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付」の場合は、共同入札代表者名による一括納付となります。

オ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が第 1 の 1（公有財産売却の参加条件）を満たす必要があります。

第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録をされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- (3) 共同入札する場合（不動産のみ）は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。

2. 入札保証金の納付について

- (1) 入札保証金とは
地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、大津市企業局が売却物件ごとに予定価格（最低売却価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法
入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札保証金は、大津市企業局が売却物件ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア又はイの 2 通りです。売却物件ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

(3) 入札保証金の納付期限
原則として、入札開始 2 開庁日前までに大津市企業局が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾していただきます。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会

社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、大津市企業局のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入のうえ、大津市企業局に電子メール、FAX、持参または郵送してください。(郵送の場合は参加仮申込み締切日翌日の消印有効)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、代表者名で取得したログインIDで公有財産売却の参加申込みを行っていただきますが、ログインIDを取得した代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、大津市企業局のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載のうえ、大津市企業局に電子メール、FAX、持参または郵送してください。

(郵送の場合は参加仮申込み締切日翌日の消印有効)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「納入通知書を使用した銀行振込」に「○」をしてください。
- ・公有財産売却の参加者より添付書類が大津市企業局に到着後、大津市企業局が指定する納入通知書をお送りしますので、大津市が指定する下記の金融機関で納付してください。大津市企業局が指定する金融機関では手数料がかかりません。
- ・納付後すぐに、大津市企業局が指定する金融機関での領収印が押印された領収書の写しのデータを納付期限までに大津市企業局契約管財課宛てに電子メールまたはFAXにて送信してください。

【大津市企業局が指定する金融機関】

滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都信用金庫 京都銀行
滋賀中央信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀県信用組合
京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿産業信用組合 近畿労働金庫
レーク滋賀農業協同組合 近畿2府4県内のゆうちょ銀行・郵便局

(4) 入札保証金の没収

大津市企業局が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合および落札者が契約書返送期限までに大津市企業局の定める契約書を返送しない場合、公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は没収し、返還しません。

(5) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書

に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

(6) 注意事項

入札保証金には利息を付しません。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

第 1 の 1 (公有財産売却の参加条件) に規定する入札に参加できない要件に該当する方が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、大津市企業局は開札を行い、売却物件ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 大津市企業局から落札者への連絡

落札者には、大津市企業局から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・大津市企業局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、大津市企業局が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

大津市企業局は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には大津市企業局より売買契約書および関係書類を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）のうえ、大津市企業局が指定する内容などに沿って、添付書類とともに、大津市企業局に持参又は郵送してください。（郵送の場合は書留又は簡易書留などにより送付されることを推奨します）

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

契約書の返送期限は、売払代金の残金納付期限より 7 日前とします（残金納付期限の前日を 1 日後と数えます。期限日に大津市企業局に提出物が到着していることが必要となります。）

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が売払代金納付期限までに残金納付をしなかったとき、又は落札者が第 1 の 1（公有財産売却の参加条件）に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する場合は、売払いの決定が取り消されます。（共同入札の場合は、共同入札者全員が条件となります）

この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 市議会の議決に付すべき契約について

ア 予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る）に該当する物件は、地方公営企業法第 33 条第 2 項および大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）第 5 条の規定により、大津市議会の議決に付すことになります。

イ 大津市企業局は、アに該当する物件を落札した落札者と指定する期日までに仮の売買契約を締結し、大津市議会の議決を受けます。

ウ イにより大津市議会に提案した仮契約は、大津市議会の議決を受けた後、本契約に移行することになります。

エ イにより大津市議会に提案した仮契約が、大津市議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となります。また、落札者はこのことに伴う損害について大津市企業局に対して損害賠償などの請求およびその他一切の異議申し立てをすることはできません。

この場合、納付済の売払代金（落札者の納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を含む）は、全額返還します。なお、返還の方法は 5 のイ（大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付）の方法に準じて行います。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに大津市企業局が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。落札者が売払代金の残金を納付した時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は大津市企業局が用意する納入通知書により納付してください。

なお、納入通知書の取り扱いに関しては第2の2の(2)のイと同様です。売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。大津市企業局が納付を確認できるまで日数を要するため、納付後すぐに納付した金融機関の領収印が押印された領収書の写しのデータを納付期限までに大津市企業局契約管財課宛てに電子メールまたはFAXで送信してください。

ログインIDで認証されたメールアドレスに、売払代金の残金の納付についての電子メールを送信します。

大津市企業局が送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、売払代金の残金納付期限までに納付の確認ができない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますの

で、ご了承ください。

イ. 大津市企業局指定の納入通知書を使用した、銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 売却物件の権利移転および引渡しについて

大津市企業局は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には大津市企業局より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です）

自動車は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、大津市企業局が指定する場所において直接引渡します。引渡しの際に必要な費用は、落札者負担となります。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 売却物件の権利移転および引渡しについて

落札者は下記の関係書類に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類とともに大津市企業局に持参又は郵送してください。提出期限は入札確定日時から 5 日後とします。（入札確定日時の翌日を 1 日後と数えます。期限日に大津市企業局に提出物が到達していることが必要となります。）

【自動車の場合】

（1）様式 6（自動車・不動産共通）暴力団等に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

（2）様式 2（自動車・不動産共通）法人等役員一覧表

法人の場合に必要です。

（3）様式 7（自動車用）保管依頼書

売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日に売却物件の引渡しが受けられない場合に必要です。（保管期間は売払代金の残金の納付日から 2か月以内です。）

（4）様式 4（自動車受領のみ）委任状

代理人が売却物件を受領される場合に必要です。

添付書類は、個人にあっては印鑑登録証明書（原本）、法人にあっては商業登記簿謄本（登録事項証明）（原本）および印鑑証明書（原本）とします。

【不動産の場合】

（1）様式 6（自動車・不動産共通）暴力団等に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

（2）様式 2（自動車・不動産共通）法人等役員一覧表

添付書類は、個人にあっては印鑑登録証明書（原本）、法人にあっては商業登記簿謄本（登録事項証明）（原本）および印鑑証明書（原本）とします。

2. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

3. 権利移転の手続きについて

（1）不動産の場合

ア. 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて大津市企業局が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

なお、売払代金の残金納付期限は大津市企業局が指定する日となります。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員の住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、大津市企業局に対して「様式5（不動産用）共同入札申出書兼持分内訳書」にて申請してください。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、登記申請提出後2週間程度の期間を要することがあります。

（2）自動車の場合

大津市企業局において、「一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止。以下同じです）」を行います。「一時抹消登録」をしますと車検の有効期限があっても無効となりますので、再度使用する場合に自賠責保険の加入や車検を受けていただきますとともに、一時抹消登録後の再登録手続き（「中古新規登録」など）が必要になります。

名義変更の手続きは、自動車の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局もしくは検査登録事務所または軽自動車検査協会のいずれかで行ってください。

詳しくは、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局など（軽自動車の場合は、軽自動車検査協会）にお問い合わせください。

譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

4. 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

【自動車の場合】

ア 売払物件の引渡しは引渡し時の現状有姿で行います。

引渡し時に「譲渡証明書」「登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書）」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」をお渡しします。

イ 売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日（売払代金の残金の納付日から1カ月以内）までに売払物件を引き取れない場合は、「様式7（自動車用）保管依頼書」に必要事項を記

入・押印して、郵送により大津市企業局に提出してください。（保管期間は売払物件代金の残金の納付日から2カ月以内です）

※保管期限までに受け取られない場合は、契約違反（契約を締結していない場合および契約に代えて請書とした場合を含みます）として契約保証金を没収し、契約を解除します。この場合、すでに納入いただいた売払代金から契約保証金を差し引いた残金を返還します。また、落札内容によって大津市企業局に対して損害賠償金をお支払いいただく場合がありますのでご承知いただきますとともに、前述しました返還金額と相殺させていただきます。

ウ 引き取りに来られる際は、落札者本人確認のため、次に記載の書面を持参してください。必要に応じて「様式8-1（自動車・不動産共通）様式8-2（自動車用）に署名を頂きます。

市有財産受領書は引渡しの際、大津市企業局が用意しますので、ご持参不要です）

落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「エ 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合」に準じて行ってください。

○ 本人確認書類

住民票抄本、運転免許証、保険証、パスポート、マイナンバーカードなど、氏名および住所地が明記されたもの

○ 大津市企業局より落札者へ送付された電子メールを出力したもの

エ 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合は、「様式4（自動車受領のみ）委任状」の提出が必要です。

※ 代理人の方が引き取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」「大津市企業局より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」をご持参ください。

※ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

※ 参加申込み（本申込み）の際に代理人による手続きのため委任状を提出された場合で、『受領』を含めて委任しているときはこの受領に関する委任状は不要です。

ただし、参加申込み（本申込み）の際の代理人と売払物件の引渡しを受ける代理人が同一の方の場合に限ります。

※ 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、代理人が売払物件の引き渡しを受ける場合の委任状に受け取る期日・配送業者名などを記載のうえ、事前に大津市企業局へ郵送してください。

その際、「大津市企業局より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」を同封してください。（受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」又は本人確認ができるもの（免許証など）を提示するよう伝えてください）

オ権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）や自賠責保険料、車両検査料などは、すべて落札者の負担となります。

【不動産の場合】

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は、落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

売払代金の残金を納付後、収入印紙などを大津市企業局に送付または持参してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

5. 注意事項

(1) 売払物件の保管費用が必要な場合、所有権移転後の保管費用は落札者の負担となります。

(2) 車両は一時抹消登録をするため、ナンバープレートは取り外します。お引き取りの際は必要に応じて「自動車臨時運行許可番号標」を走行経路の市区町村に申請し、許可を得る必要があります。詳しくは管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所にお尋ねください。

(3) 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配達業者などに依頼して対応してください。

(4) 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、大津市企業局は一切の責任を負いません。

(5) 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(6) 自動車税環境性能割および自動車税などは、落札者自ら申告、納税してください。

(7) 売払物件内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手

続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において、入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. セリ売形式において、入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却物件の中止時の入札保証金の返還

特定の売却物件の公有財産売却が中止となった場合、当該売却物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

※入札保証金の返還につきましては、第3の5（落札者以外への入札保証金の返還）の方法に準じて行います。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、大津市企業局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、大津市企業局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加申込者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、大津市企業局は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことによる起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、大津市企

業局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、大津市企業局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を、大津市企業局指定の納入通知書を使用した銀行振込による納付を行う場合、金融機関のネットワークやシステムなどの不備・不調により、入札保証金の納付ができず、又は大津市企業局が指定した振込先金融機関口座への入金ができなかつたため、公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、大津市企業局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、大津市企業局は責任を負いません。

(8) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず大津市企業局は責任を負いません。

(9) 公有財産売却の参加申込みにおいて、郵送などの事故により参加申込みができないなどの事態が発生したとき、また個人情報が第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、これらに起因して申込者などに生じた損害について、大津市企業局はその被害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

大津市企業局が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、大津市企業局物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、大津市企業局が公開している情報（文章、写真、図面など）について、大津市企業局に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1 第2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申込み期間および入札期間

公有財産売却参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 大津市企業局インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

大津市企業局は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、大津市企業局は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11.その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、大津市企業局が掲載したものでない情報については、大津市企業局インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

第6 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業経営部契約管財課

電話番号 077-528-2614 FAX番号 077-523-1580

メールアドレス otsu2809@city.otsu.lg.jp

※お問い合わせは、電子メールをご利用ください。

お電話・FAXでのお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

※お問い合わせの際は【売却区分番号、物件名、あなたの住所（市区町村名まで）、氏名】を明記してください。

※回答が次開庁日になる場合がありますのでご承知ください。

※お問い合わせ・回答内容は大津市企業局ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）で公開することができます。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

令和8年1月5日 改訂